



栗栽培に



補助金をご利用ください

掛川市は、栗産地復活と和栗を世界に広げることにより、栗による農家所得の増加及び耕作放棄地の解消を図るため、市内で栗栽培を行う方に対し補助金を交付します。

1 栗圃場整備等事業費補助金

●圃場を整備し栗苗木を植え付ける方に対する補助金です。

- (1) 補助対象者 掛川市内で栗を栽培している方またはこれから行う方
- (2) 補助対象と補助額（率）

対象		補助額（率）等
1	栗栽培のための障害物の除去や整地、既存作物の抜根に要する経費	経費の2分の1以内 10アール当たり5万円を限度
2	栗栽培のための土壌改良に要する経費（農薬は除く）	経費の2分の1以内 10アール当たり2万5,000円を限度
3	栗の苗木の購入に要する経費	経費の2分の1以内 10アール当たり8万円（40本）を限度

- (3) 必要書類

- | | |
|---------|-------------------|
| ア 交付申請書 | オ 事業実施前の圃場写真 |
| イ 事業計画書 | カ 植付の配置図（苗木購入の場合） |
| ウ 収支計画書 | キ 見積書 |
| エ 位置図 | ク その他必要な書類 |

2 申請の流れ

- ① まずは、農林課農産係へ事前相談を。
- ② 交付申請書の提出・審査 (申請者→市)
- ③ 交付決定通知書の送付 (市→申請者)
- ④ 事業実施 (申請者)
- ※事業計画を変更する場合は必ず変更申請書を提出
- ⑤ 完了報告書の提出・審査 (申請者→市)
- ⑥ 確定通知書の送付 (市→申請者)
- ⑦ 請求書の提出 (申請者→市)

3 注意点

- (1) 交付決定前に事業実施した場合は、事前着手となり補助の対象外となります。
- (2) 交付申請時の事業計画を変更（苗木数の増減などによる事業費の変更）する場合には必ず農林課農産係へご相談ください。相談なく変更した場合、補助の対象外となることがあります。

4 申請先

掛川市役所農林課農産係（本庁3階） 電話 0537-21-1147
 ※大東支所、大須賀支所では申請できません。